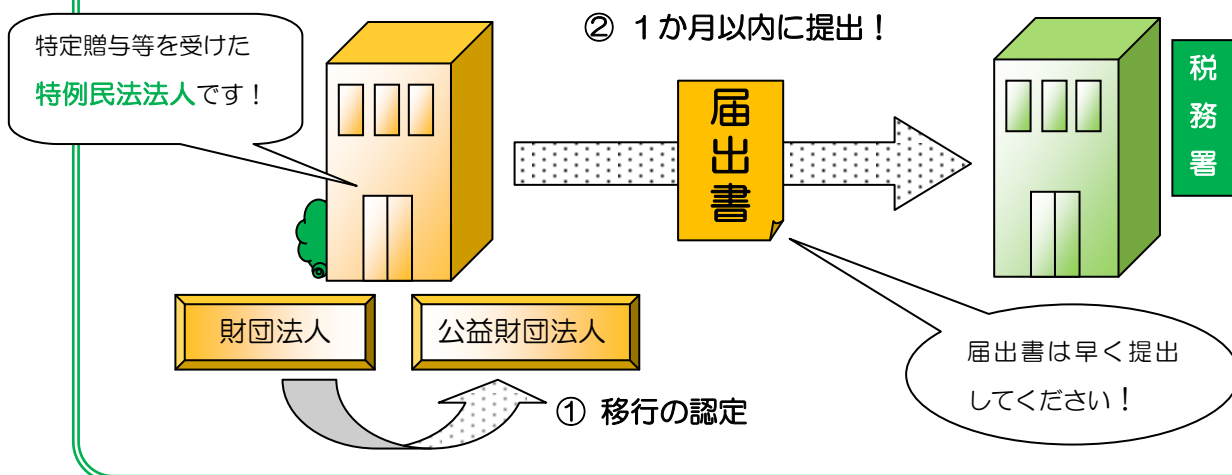


ご存じですか？

特例民法法人が移行の認定・認可を受けた場合に提出していただく届出書などについて

このパンフレットは、「譲渡所得の非課税の特例」の承認があった寄附（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた「特例民法法人」が、公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定を受けた場合などに税務署へ提出しなければならない届出書や、移行の認定を受けるに当たっての寄附行為（定款）の変更において留意すべき事項など、その概要を説明したものです。

【 例えば・・・ 特例民法法人が移行の認定を受けた場合 】



譲渡所得の非課税の特例とは？

「譲渡所得の非課税の特例」とは、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税」の特例をいいます。この特例の概要については、裏面（4ページ）をご覧ください。

特例民法法人とは？

「特例民法法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 50 号）第 40 条第 1 項の規定により同法施行以後においても一般社団法人又は一般財団法人として存続するもので、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「一般社団法人」又は「一般財団法人」への移行の登記を行っていない法人をいいます。

届出書は、どこで入手できるの？

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からプリントアウトできます。届出書は早く提出してください。また、「譲渡所得の非課税の特例」の取扱いについて、国税庁ホームページに法令解釈通達などを掲載していますので参考としてください。



「公益社団法人」又は「公益財団法人」へ移行する場合

届出書の提出

特定贈与等を受けた特例民法法人が、公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定を受けた場合には、次の届出書に認定後の登記事項証明書などを添付して、その特例民法法人の所在地を所轄する税務署に提出します。届出書の提出は、認定を受けた日から1か月以内となっていますので早く提出してください。

「特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書」

※ なお、上記の届出書等を提出することにより、譲渡所得の非課税の特例の承認が継続されることとなります。

寄附行為（定款）の変更について

特定贈与等を受けた特例民法法人が、移行の認定を受けるに当たり、寄附行為（定款）を変更（改正）する場合には、次に掲げるような規定などを寄附行為（定款）に盛り込む必要がありますのでご注意ください！

寄附行為（定款）の変更にご注意ください！

寄附行為
（定款）

【公益社団法人・公益財団法人】

～ 理事・監事・評議員 の選任に当たっての親族等の制限に関する規定 ～

《 例 》

- 第0条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事が含まれてはならない。

【参考】親族その他特殊の関係がある者

親族その他特殊の関係がある者とは、理事・監事・評議員と親族関係を有する者、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる者をいいます。

～ 残余財産の帰属に関する規定 ～

《 例 》

- 第0条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

～ 株式（出資）に係る議決権の行使に当たっての理事会の決議に関する規定 ～

《 例 》

第0条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得ることを必要とすること。

- 一 配当の受領
- 二 無償新株式の受領
- 三 株主割当増資への応募
- 四 株主宛配付書類の受領

【参考】上記の規定が必要な場合（次に掲げる場合に該当しないときは上記の規定は必要ありません。）

特定贈与等に係る資産が株式（出資）で、その株式（出資）を贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合

「一般社団法人」又は「一般財団法人」へ移行する場合

届出書の提出

特定贈与等を受けた特例民法法人が、一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可を受けた場合には、次の届出書に認可後の登記事項証明書などを添付して、その特例民法法人の所在地を所轄する税務署に提出します。届出書の提出は、認可を受けた日から**1か月以内**となっていますので早く提出してください。

「特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書」

※ なお、上記の届出書等を提出するとともに、移行後の一般社団法人又は一般財団法人が法人税法第2条第9号の2イに掲げるものに該当する場合（該当する法人を以下「特定一般法人」といいます。）には、譲渡所得の非課税の特例の承認が継続されることになります。

※ また、特定一般法人が、公益目的支出計画に基づき、他の公益法人等に特定贈与等に係る資産を贈与する場合には、その公益法人等が、その贈与を受けた資産を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、譲渡所得の非課税の特例の承認を継続することができます。この場合、次の届出書に贈与を受けた資産などの登記事項証明書などを添付して、その特定一般法人の所在地を所轄する税務署に提出します。届出書の提出は、**贈与の日の前日まで**となっていますので早く提出してください。

「租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書」

「譲渡所得の非課税の特例」の概要

特例のあらまし

個人が、土地、建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます（所得税法第59条第1項第1号）。

ただし、これらの資産を公益法人等に寄附した場合に、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする特例が設けられています（租税特別措置法第40条第1項）。この特例をこのパンフレットでは「譲渡所得の非課税の特例」といいます。

【参考】

次のいずれかに該当する場合には、特定贈与等を受けた公益法人等は、税務署へ一定の届出書等を提出します。届出書等の提出は、それぞれに掲げる日まで又は期間内となっていますので、早く提出してください。

- 1 寄附を受けた資産を譲渡し一定の買換資産を取得する場合・・・譲渡の日の前日までに提出
- 2 合併により、寄附を受けた資産を他の公益法人等に移転する場合・・・合併の日の前日までに提出
- 3 解散により、寄附を受けた資産を他の公益法人等に移転する場合・・・解散の日の前日までに提出
- 4 公益認定の取消しの処分を受けた場合・・・取消しの処分を受けた日から1か月以内に提出
- 5 公益認定の取消しの処分を受け、他の公益法人等に公益目的取得財産残額に相当する額の資産を贈与する場合・・・贈与の日の前日までに提出
- 6 特定一般法人が公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定を受けた場合・・・移行の認定を受けた日から1か月以内に提出

法人に所得税が課税される場合

特定贈与等を受けた公益法人等が寄附を受けた資産を公益目的事業の用に直接供した後に「承認」の取消しがあった場合には、公益法人等を個人とみなして所得税が課税されます。

【承認の取消しとは？】

承認があった寄附であっても、その承認後に、寄附を受けた資産が公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合など承認要件に該当しなくなったと認められるときは、国税庁長官はその承認を取り消すことができるとされています。

【承認要件に該当しなくなる場合とは、例えば・・・】

- 1 特定贈与等を受けた公益法人等が、寄附を受けた資産をその公益法人等が行う公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 特定贈与等を受けた公益法人等が、寄附をした人やその親族などに、他の従業員に比し過大な給与等を支払っている場合やその公益法人等の施設などを有利に使用させる場合
- 3 公益社団（財団）法人が公益認定を取り消された場合で、特定一般法人の要件を満たさないとき

（注） 特定贈与等を受けた公益法人等が寄附を受けた資産を公益目的事業の用に直接供した後に「承認」の取消しがあった場合には、これまで、寄附をした個人に所得税が課税されていましたが、平成20年度税制改正において、平成20年12月1日以後は公益法人等を個人とみなして所得税を課税することに改められました。

なお、公益法人等が寄附を受けた資産を公益目的事業の用に直接供する前に「承認」の取消しがあった場合には、従来と同様、寄附をした個人に対して所得税が課税されます。